

平成31年度
認可保育所等の整備計画に係る募集について
(募集要項)

旭川市
(平成30年9月)

1 認可保育所等整備計画募集の概要

旭川市が平成31年度に実施する施設整備の補助事業を活用して、既存の保育所（保育所型認定こども園を含む。）、幼保連携型認定こども園及び幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）（以下「保育所等」という。）の2・3号定員増を伴う増改築（全面及び一部）、増築及び分園整備を希望する整備事業者を募集しますので、整備を計画する法人は、本募集要項の内容を十分確認し、保育所等整備に係る事前協議書（以下「事前協議書」という。）を提出してください。

また、事前協議書を提出した事業者は、認可保育所等整備計画書（以下「整備計画書」という。）を改めて提出することとなり、旭川市は当該整備計画書を基に予算措置を行います。

2 保育所等増改築事業の目的

旭川市の長年に渡る大きな課題であった待機児童の問題については、平成29年度までの保育所等整備によって、保育所等入所申込者数を定員数が上回ったところであり、平成30年4月1日時点の国定義の待機児童が解消されたところである。

しかし、国定義の待機児童は解消されたものの、産休からの復帰等、年度途中の新たな保育ニーズに対しても、安定的な対応が可能か懸念されるとともに、影響が不透明な幼児教育の無償化に対しても考慮する必要がある。

また、現在の市内の保育所等の中には、旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の附則で定める乳児室の面積基準に係る経過措置（平成26年7月2日条例第49号の附則第2項）の適用を受け、乳児室の面積基準を乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき1.65㎡以上で満たしているものがあるが、5年の経過措置期間終了後においては、当該基準条例第34条第2号で定める面積（3.30㎡以上／人）が必要になることから、同じ定員数の維持が困難になる施設が危惧される場所である。

さらに、近年の待機児童解消加速化プランに基づく保育所等整備によって、一定の保育所等が新装し、保育環境の整備が図られたところであるが、未だ老朽化した保育所等が見受けられ、さらには利用者層の重複する幼稚園の老朽化も考慮すると、これらの施設についても、未来に向けて整備していく必要がある。

特に老朽化した幼稚園については、認定こども園への移行により、保育環境のさらなる充実・改善に繋がることが期待できるところである。

以上のことから、国定義の待機児童は解消したものの、依然として予断を許さない状況であり、平成31年度においては、保育の受け皿も一定程度確保しつつ併せて保育環境の向上を主眼に補助事業を実施する。

3 募集要件について（平成32年4月1日までに新園舎供用開始予定）

保育所等整備交付金等を活用した保育所等整備事業で、「5 整備及び施設要件」の条件を満たす保育所等のうち、次の条件に従い整備が可能な保育所等を募集します。

(1) 定員増数

既存の2・3号定員より増加し、0歳児及び1歳児の合計定員数が整備前より増加すること。なお、0歳児及び1歳児の各定員数は、既存の定員数より減少させてはならない。また、幼稚園から認定こども園への移行を計画する場合、整備後の2・3号定員において、0歳児及び1歳児の定員を設けること。

(2) 1号定員数

保育所から認定こども園への移行を計画する場合、1号定員の整備後の定員数は9人を限度とする。また、認定こども園の整備（幼保連携型のままでの増改築、保育所型から幼保連携型への移行を伴う整備など）を計画する場合、1号定員の整備後の定員数は、平成31年4月1日時点の定員数より増加させてはならないこと。

なお、幼稚園から認定こども園への移行を計画する場合、1号定員の整備後の定員数は、過去の利用実績を踏まえ、市と協議の上、決定すること。

(3) 幼稚園（機能）部分についての補助制度について

平成31年度においても、既存の幼稚園（機能）部分に係る補助を検討しているが、国、市等の予算措置の状況によっては、補助を行わない場合もあるため、特に幼稚園（機能）部分の整備については、慎重に判断すること。

なお、新たな幼稚園機能部分に対する整備（保育所から認定こども園への移行に係る1号定員部分など）については、補助の対象としない。

4 設置者の申込資格

旭川市内で平成30年3月31日時点において、保育所等を設置・運営している社会福祉法人、学校法人又は公益財団法人であって、「5 整備及び施設要件」の条件を満たすものであること。

また、本補助金の応募者は、利用定員の維持や弾力化運用によって、本市の子ども・子育てプランの進捗や待機児童対策について、現に協力していると認められる者であり、今後も本市がやむを得ないと認める場合を除き、協力することを確約する者であること。

5 整備及び施設要件

次の(1)～(7)の全てを満たすこと。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 老朽民間児童福祉施設等の整備について（平成20年6月12日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。）に定めるところにより行われた老朽度調査（以下「老朽度調査」という。）により、木造にあつては5,500点以下、それ以外の構造にあつては現存率が70%以下であるとの調査結果が出ており、施設を全面的に増改築する整備計画であること。

イ 既存施設が幼稚園の場合については、上記アに相当する結果又は耐震診断上の問題点が客観的な資料で確認でき、施設を全面的に増改築する整備計画であること。

ウ 老朽度調査又は耐震診断調査の結果、問題ない旨の結果※がでている既存建物（ただし、木造の建物は不可）を一部増改築する計画又は増築する計画若しくは分園を設置する計画であること。

※老朽度調査結果においては現存率が70%を超える数値であること。また、耐震診断結果を用いる場合は、Is値0.7以上であること。

(2) 行政による監査指導結果について、次のいずれかに該当すること。

ア 行政処分がない。

イ 文書指導事項はあるが、現在は改善されている。

- (3) 仮設施設を要する整備については、仮設用地の確保の見込があること。
- (4) 分園整備については、整備の実施に当たり用地の確保の見込があること。
- (5) 施設整備を行うことによって、保育環境の改善・向上につなげること。
- (6) 認定こども園整備の際は、教育部分（1号部分）と保育部分（2・3号）の面積を、所定する様式で明確にできること。
- (7) 平成32年4月1日から新園舎の供用を開始できること。

6 整備計画に係る留意事項等

整備を計画する際には、次の事項について確認し、遵守（順守）すること。

なお、既存施設を活用する整備計画においては、シからトについて努力目標とすること。

ア 建築基準法，児童福祉法，都市計画法，消防法，景観法及びそれらの関連法令の定めるところに従うこと。

イ 計画する施設に応じて、「旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」及び「旭川市私立保育所設置認可等要綱」，「旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営の基準に関する条例」及び「旭川市幼保連携型認定こども園設置認可等要綱」並びに「北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例」等の定めに従うこと。

ウ 増築，一部増改築，分園整備を計画する施設についても，整備後の施設は「既存施設」とならないことから，施設整備後においては，乳児室の1人当たりの必要面積要件の経過措置はないものとして計画すること。つまり，全ての整備計画（幼稚園型認定こども園も含む。）において，乳児室の1人当たりの基準上必要な面積は 3.30 m²として整備を計画すること。

エ 乳児室，ほふく室，保育室及び遊戯室について，基準上必要な面積とは「有効内法面積」（以下「有効面積」という。）とする。なお，有効面積とは「内法面積から造付け・固定造作物（児童が活用できない面積）を除いた面積」である。

オ 必ず全施設，調理室を設け，全年齢に対し，自園調理により給食を提供すること。

カ 調理設備・調乳設備の構造等について，設備や図面を確定する前にあらかじめ旭川市保健所（衛生検査課食品保健係）に相談し，その指導に従うこと。

- キ 施設を利用する保護者はもとより地域との信頼関係を築けるよう、分かりやすく誠意をもって地域住民、町会関係者等の方々へ説明を行うこと。
- ク 保育従事者の研修計画や、園に通う子どもへの指導計画等、保育の質の確保及び向上に向けた取り組みを現に実施していること。
- ケ 整備区域に家庭的保育事業所等がある場合は、連携施設になる場合を想定し定員設定を検討すること。
- コ 事業の計画変更（図面等）は、国庫補助を受ける観点から認められないため、基本設計の際はその点を留意し進めること。
- サ 整備後の利用定員の変更については市と必ず事前に協議すること。
- シ 乳児用設備として、調乳の設備を設けること。原則、調理室とは別個に設けること。
- ス 乳児用設備として、沐浴設備を設けること。
- セ 職員専用の便所を設置すること。また、調理員用は別に設置すること。
- ソ 2歳以上児が使用可能な便器及び手洗い場を備えた便所を設けること。便器の数の目安は、2歳以上児10人当たり1個とする。便器の間には仕切りを設けること。
- タ 2歳未満児の使用が可能な便器及び手洗い場を備えた便所を設置すること。沐浴室等と同一のスペースでも可とする。また、汚物処理設備を設けること。
- チ 保育室等を2階以上に設ける場合は、市が定める条例に従うことはもとより、保育室等、廊下、便所、テラス等乳幼児が通行、出入りする場所には乳幼児の転落を防止するためのネット、柵等を設け、又は窓の開閉を乳幼児が行なえないようにする等の設備が必要である。また、階段については、乳幼児が1人で昇降しないよう降り口に乳幼児が開閉できない柵を設ける等、乳幼児の転落防止に十分留意すること。
- ツ 供用開始日までに、保育士配置基準の必要数を確保するのはもとより、保育の質の向上に繋がるよう、余裕のある職員配置となるよう準備に努めること。
- テ 体が不自由な子どもの受け入れを想定した計画となるよう努めること。なお、設計を行う際は、「旭川市バリアフリー基本構想」や「旭川市バリアフリー特定事業計画」のほか、実際の保育施設で取り入れている事例を参考とすること。
- ト 室内空气中化学物質測定検査のスケジュールを考慮した施工計画を行うこと。

7 保育所等整備のスケジュール（予定であり，変更となる場合がある。）

新園舎の供用開始を平成32年4月1日とします。

平成30年10月1日（月）事前協議書提出期限

平成30年11月14日（水）整備計画書提出期限

平成30年12月上旬 旭川市子ども・子育て審議会児童福祉施設等整備部会での審査

平成31年2月 市議会へ予算案の提出

平成31年3月末 予算案の議決，事業者へ報告

平成31年4月 内示申請（市→国），内示承認（国→市），事業着手

平成32年2月下旬 園舎完成，変更認可・確認申請

平成32年3月上旬 既存園舎解体（年度内完了）

8 応募方法

提出期限までに事前協議書（別紙1のとおり）を持参してください。なお，提出先は「9 提出先等」のとおりです。

(1) 提出期限 平成30年10月1日（月）17時まで 【期限厳守】

(2) 提出部数 正本1部，副本2部

(3) 注意事項

「事前協議書」の提出がない場合，「整備計画書」の提出はできませんので，整備計画を予定する事業者は必ず提出してください。

(4) 応募の辞退

「事前協議書」の提出後に応募を辞退する場合は，辞退理由を記載した書面（様式は任意）にて申し出ること。

9 事前協議書提出先等

書類の提出先及び問合せ先

〒070-8525 旭川市7条通10丁目 旭川市役所第二庁舎5階

旭川市子育て支援部子ども育成課子ども育成係

電話：0166-25-9844 FAX：0166-26-5722

- (1) その他、本要項以外で特に必要がある事項については、別に市長が定める。
- (2) 応募後に募集要件を満たさなくなった場合（又は満たしていないと市長が判断した場合）については、応募を無効とする。

10 整備計画書の提出書類について

提出する書類は「認可保育所等整備計画書」（以下「整備計画書」という。）とし、別紙2「平成31年度 認可保育所等整備計画書に係る提出書類一覧」のとおりとする。

なお、整備計画の作成に当たっては、「募集要項」の内容を十分確認すること。

11 審査方法等

審査方法等の概要については、次のとおりですので、整備計画の参考にしてください。保育所等整備事業者の選定に当たっては、提出された「整備計画書」及びそれに関する添付書類を次の審査項目・基準（配点）に基づき、旭川市子ども・子育て審議会児童福祉施設等整備部会において書類審査を行う。

なお、審査項目の基準（配点）の詳細は別紙3「審査基準」のとおり。

ア 定員計画	32点 / 170点
イ 施設の老朽度 及び整備区分	53点 / 170点
ウ 計画施設のプラン	24点 / 170点
エ 保育環境の改善・向上	51点 / 170点
オ 資金計画	10点 / 170点

(2) 予算措置 (1) の審査結果を基に、旭川市が決定する。

(3) 審査基準の留意事項

旭川市の既存施設及び既存事業の状況を鑑み、次に該当する整備計画が優先的になるよう審査基準を設けています。

ア 老朽化の著しい施設の全面的な増改築整備及び建築年数の浅い施設の増築又は分園整備

イ 保育環境の改善・向上に向けた取り組みを考慮した計画があること。

ウ 0歳児，1歳児の受入れに積極的な整備計画

(4) 審査結果については，非公表とする。

12 提出期限及び提出先等について

提出期限までに「整備計画書」を持参してください。

(1) 整備計画書

ア 提出期限 平成30年11月14日(水) 17時まで 【期限厳守】

イ 提出部数 正本1部，副本9部(全10部)

ウ 提出に当たっての注意事項

(ア) A4のフラットファイルに綴じて提出してください。(調製方法は別紙4「平成31年度 認可保育所等整備計画書 調製方法」を参照。)

(イ) 各種資料はA4(図面及びA4では判読できない書類についてはA3)サイズとしてください。

(ウ) 市が必要と認める場合は追加書類の提出を求める場合があります。

(エ) 提出に当たって必要となる費用は，全て応募者の負担とします。

(オ) 提出後は，書類の修正，変更及び返却は一切応じませんので，提出について慎重にお願いします。ただし，簡易な修正が必要と本市が認める場合には，修正を依頼する場合があります。

(カ) 「事前協議書」及び「整備計画書」の提出後に応募を辞退する場合は，辞退理由を記載した書面(様式は任意)にて申し出ること。

(2) 書類の提出先及び問合せ先

9 事前協議書提出先等の記載に同じ。

13 施設整備補助金に係る留意事項について

(1) 以下のものは，本事業において補助対象外経費となるので留意すること。

(ア) 整地に係る費用

(イ) 樹木・フェンス・園庭遊具の撤去(移設)

(ウ) 地質調査費

- (エ) 家庭用の家電
 - (オ) 移設に係る業務
 - (カ) 地鎮祭費
 - (キ) 契約印紙
 - (ク) 取り外しや動かすことができる備品
- (2) 資源有効活用整備における補助金の加算については、平成31年度より補助しないものとする。
- (3) 放課後児童クラブの加算については補助を行わないこととする。